

役務の調達について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、公告します。

また、この公告による調達は、予定価格の事前公表を行うものです。

令和7年 5月16日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県総務事務処理業務委託

2 入札物件の数量及び特質

服務関係業務、職員給与関係業務、旅費関係業務、窓口受付・コールセンター業務、及び付帯する事務

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

3 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

4 履行場所

奈良県登大路町30番地 奈良県総務部総務厚生センター執務室

5 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための提案書（以下「提案書」といいます。）及び入札書を別途指定する日時までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7諸サービスに登録をしているものであること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 国、都道府県又は市町村と総務事務に関する契約を入札の日から起算して過去5年以内に締結している者であること。
- (5) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 提案書、入札書及び参加資格確認申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称並びに問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県総務部総務厚生センター総務事務・旅費係

電話番号 0742-27-8803（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書の交付方法等

- (1) 交付方法

奈良県総務部総務厚生センターのホームページからのダウンロード

<https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1829>

- (2) 交付期間

令和7年5月16日（金）から同年6月9日（月）まで

- 3 入札説明会の開催

実施しません。

4 事務処理手順等の閲覧

令和7年5月21日（水）から同年6月6日（金）まで（日曜日、土曜日除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。）

5 提案書の提出

(1) 直接持参する場合

令和7年7月2日（水）の午後5時まで（日曜日、土曜日除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。）に、1に示す場所に提出してください。

(2) 郵便により提出する場合

書留郵便とし、令和7年7月2日（水）午後5時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

6 入札の場所

(1) 場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県庁情報管理棟 西第2会議室

(2) 日時

令和7年7月18日（金）午前10時

7 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県総務事務処理業務委託に係る入札書」と朱書するとともに、中封筒に入札書を入れ、令和7年7月16日（水）午後5時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

入札に参加する者は、入札説明書に示す予定価格の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、奈良県総務事務処理業務委託に係る競争入札参加資格確認申請書等（以下「参加資格確認申請書等」といいます。）を令和7年6月9日（月）の午後5時までに第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、入札参加者は、入札の日の前日までの間において、奈良県から参加資格確認申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (2) 参加資格確認申請書等に基づき第2の規定に該当すると認められる者であつて、かつ、第3の5に定める期限までに提案書を提出した者を入札参加者とします。
- (3) 参加資格確認申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。
- (4) 入札者は、所定の提案書を作成し、所定の場所に、所定の期限までに提出してください。
- (5) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（別記落札者決定基準の失格基準に該当する者を除きます。）であつて、同基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点の総合点が最も高い者

を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは技術点が高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じときは当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」とい

います。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを
知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者
をその相手方としていた場合 ((6)に該当する場合を除きます。)において、本県
が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について、10 の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由が
あると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不
当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警
察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場
合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10 の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替え
るものとします。

12 予定価格

2 9 5, 3 9 7, 9 3 8 円 (消費税及び地方消費税を含みます。)

13 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

落札者決定基準

1 評価方法

(1) 技術点及び価格点の配分

総合点は、200点満点とし、その得点配分は、技術点を100点、価格点を100点とします。

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下1位まで有効とし、小数点2位以下は四捨五入するものとします。

2 技術点の評価方法

(1) 提案書の分類及び配点

提案書の内容及び評価については、次のとおり分類し、及び配点します。

提案を求める項目			項目 技術点
	評価分類	判断基準	
1	委託業務理解	過去実績の規模	5
2		過去実績のノウハウ活用	5
3	セキュリティ等の 対策	セキュリティ等の研修の方策	5
4		情報漏洩への対応方針	5
5		セキュリティ等の対策の取組内容	5
6	業務処理体制	処理体制・配置人数	5

7		統括責任者、業務責任者の役割分担	5
8		人材確保の実現性	5
9		労働条件の工夫	5
10		業務責任者候補者の登用基準	5
11	統括責任者	統括責任者の資質の考え方	5
12		統括責任者候補者の資質	5
13		統括責任者へのサポート体制等	5
14		統括責任者の引き継ぎ体制	5
15	品質確保	業務従事者の業務知識、業務処理能力、及び評価	5
16		業務従事者の離職対応策	5
17		到達目標指針と目標値、その取組内容	5
18		トラブル発生時の対応	5
19		一時的な業務増及びイレギュラーな事案への対応方針等	5
20	災害等の発生時対	災害等発生時の対応について	5

	応		
--	---	--	--

(2) 技術点の算出方法

提案を求める項目単位ごとに評価を行います。

ア 項目技術点

(ア) 提案を求める項目単位の採点は、0、1、3、5点の4段階で評価する。

(イ) 提案を求める項目について記述がない場合は、0点とします。

イ 技術点の計算

技術点の計算は、次の算式で行います。

(ア) 技術点＝各項目技術点の合計

3 価格点の計算は、次の算式で行います。

価格点＝100×{1－(入札価格×1.10／予定価格)}

4 失格基準

次のいずれかに該当する場合は、落札者としません。

(1) 提案書評価表の記載要件毎の項目技術点が0点の場合

(2) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の金額を超えて入札をした場合

(3) 予定価格の年度ごとの上限を超えた奈良県総務事務処理業務委託入札明細書（以下「明細書」といいます。）を提出した場合

(4) 入札書に記載された価格と明細書の合計欄に記載された価格が異なる場合